（受渡しの受委託に係る情報共有）

**第百四十七条の十一の五**　受渡委託を行う店舗販売業の許可（法第二十六条第一項又は第六項に規定する許可をいう。）を行う都道府県知事（以下この条において「管理店舗管轄都道府県知事」という。）と、登録受渡店舗管轄都道府県知事が異なる場合には、当該管理店舗管轄都道府県知事及び当該登録受渡店舗管轄都道府県知事は、受渡しの受委託の適正な実施のために必要があると認めるときは、必要な情報を共有するものとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の要件）

**第百四十七条の十四**　法第二十九条の五第一項の厚生労働省令で定める要件は、受渡しを行おうとする店舗が、受渡委託をする薬局又は店舗と同一の都道府県の区域内に所在することとする。　（新設）

（登録受渡店舗に係る登録の申請）

**第百四十七条の十五**　法第二十九条の五第三項の申請書は、様式第七十九によるものとする。

2　法第二十九条の五第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。　（新設）

一　登録受渡店舗（法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた薬局及び店舗を除く。以下この条、第百四十七条の十七、第百四十七条の二十一、第百五十九条の二十の二、第百五十九条の二十の三及び第百五十九条の二十三において同じ。）の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二　当該登録受渡店舗において受渡しを行う一般用医薬品の区分

三　登録受渡店舗責任者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数

四　受渡しを行う時間

五　登録受渡業者（法第二十九条の五第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた者を除く。以下この条、第百四十七条の二十一、第百五十九条の二十の二及び第百五十九条の二十の三において同じ。）に受渡委託をしようとする薬局開設者又は店舗販売業者の氏名及び住所

六　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局又は店舗の名称、所在地及び管理番号

七　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局又は店舗の相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

3　法第二十九条の五第四項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法人にあつては、登記事項証明書

二　受渡しを行うために必要な構造設備及び体制に関する書類

三　登録受渡店舗責任者の週当たり勤務時間数を記載した書類

四　登録受渡店舗責任者にその登録受渡店舗を実地に管理させる場合にあつては、その登録受渡店舗責任者の雇用契約書の写しその他申請者の当該登録受渡店舗責任者に対する使用関係を証する書類

五　登録受渡店舗において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類

六　申請者（申請者が法人であるときは、受渡しの業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

七　当該登録受渡業者に受渡委託をしようとする薬局開設者又は店舗販売業者の許可証の写し

八　第百四十七条の二十七第九項に規定する契約書の写し

九　受渡委託販売等業務手順書の写し

十　受渡業務手順書の写し